

平成 30 年 2 月 15 日

各 厚生労働大臣所管  
消費生活協同組合（連合会） 御中

厚 生 労 働 省  
国 税 庁  
中 小 企 業 庁

消費税の軽減税率制度の広報・周知等へのご協力をお願い  
(協力依頼)

平素から、消費生活協同組合（連合会）の健全運営に、格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

平成 31 年（2019 年）10 月 1 日から、消費税率の引上げと併せて軽減税率制度が実施されることに伴い、関係府省庁が連携して軽減税率制度の円滑な実施に向けた取組を推進しているところです。

軽減税率制度は、飲食料品等を取り扱う事業者の方だけでなく、消費税の納税義務のない免税事業者を含め、多くの事業者の方に関係いたしますので、会員事業者の皆様が円滑に準備を進めて頂くことは、ひいては貴団体のご発展にも資するものと存じます。

つきましては、下記の説明会等の開催へのご協力及び周知・広報施策等につきまして、貴団体の格別のご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

記

1. 説明会等の開催へのご協力

(1) 各団体主催の説明会の開催へのご協力

貴団体及び貴団体傘下の各団体におかれては、別紙 1「消費税軽減税率制度等説明会の開催要領」により、事業者の皆様（会員のみでも可）に対する各団体主催の説明会の開催をご検討いただきますよう、お願いいたします。

説明会の開催に当たり、貴団体のご要望に基づき、軽減税率制度や事業者支援措置に関する説明講師を派遣させていただきます。

なお、各都道府県の軽減税率制度実施協議会に参加されている団体におかれては、同協議会の取決めに従って、また、それ以外の団体におかれては、以下の連絡先宛てに別紙 1 次葉「講師派遣申込書」により直接お申込みいただきますようお願いいたします。

[連絡先] 〒100-8916  
東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2  
厚生労働省社会・援護局地域福祉課消費生活協同組合業務室 太田、元木  
電子メール：seikyogyomu@mhlw.go.jp  
電話番号：03-5253-1111（内線 2875）  
F A X：03-3592-1459

[参考]

- ・ 軽減税率制度実施協議会（事務局：各都道府県商工会連合会）  
広報・周知や説明会の開催等を効果的に実施していくため、中小企業団体や業種団体と国・都道府県を含めた行政機関等が参加する「消費税軽減税率制度実施協議会」を都道府県単位で組織し、消費税の軽減税率制度や中小企業・小規模事業者等の皆様に対する支援措置に関する必要な情報の共有を図っています。
- ・ 都道府県商工会連合会（中小企業庁）  
[http://www.chusho.meti.go.jp/soudan/ken\\_shokokai.html](http://www.chusho.meti.go.jp/soudan/ken_shokokai.html)
- ・ 消費税軽減税率制度に係る事業者支援措置（補助金等）説明会への講師派遣（中小企業庁）  
<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2017/171117zeiritu.htm>

(2) 各団体の総会等における説明へのご協力

国税庁、国税局及び税務署では、事業者団体及びその傘下の各団体の総会や研修会など、事業者の皆様が参加される会議（以下「総会等」という。）においても、団体からのご要望に基づき、職員を派遣し、軽減税率制度の説明（30分程度が望ましいですが、そうでなくとも結構です）を行わせていただきたいと考えております。

つきましては、貴団体において平成30年6月までに開催を予定している総会等の日程、講師派遣のご要望の有無等につきまして、別紙2「総会等開催予定一覧表」により、上記（1）の連絡先宛にご回答いただきますよう、併せてお願いいたします。

また、説明後、制度理解等に関するアンケートにご協力いただくこともありますので、ご理解方お願いいたします。

なお、講師派遣のご要望をいただかなかつた団体に対しても、国税局又は税務署から、総会等での説明に関するご協力やご検討のお願いに伺うこともありますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

2. 説明会の開催日程及び相談窓口の案内へのご協力

貴団体及び傘下の各団体におかれては、会員事業者の皆様に対して、税務署等が開催する説明会の日程〔参考1〕の周知にご協力をお願いいたします。また、傘下の各団体及び会員事業者の皆様から各種の相談等がある場合には、国の相談窓口〔参考2〕をご紹介いただきますよう、お願いいたします。

[参考1：説明会の日程]

- 消費税軽減税率制度説明会の開催予定一覧【国税庁】  
<https://www.nta.go.jp/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/06.htm>  
（国税庁のホームページは平成30年3月末に改定を予定しており、改定後は特設サイトのアドレスが変更される可能性があることにご注意ください。）

[参考2：国の相談窓口]

- 軽減税率制度の内容に関する相談【国税庁】
  - ・ 消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）

- 0570-030-456 (ナビダイヤル)  
 (受付時間) 9:00~17:00 (土・日・祝除く)
- ・ 最寄り (又は所轄) の税務署 (電話相談センター)  
 ※音声ガイダンスに沿って「3」を選択  
 (受付時間) 8:30~17:00 (土・日・祝除く)
  - レジ導入・システム改修等の支援に関する相談  
 軽減税率対策補助金事務局コールセンター【軽減税率対策補助金事務局】  
 0570-081-222 (ナビダイヤル)  
 03-6627-1317 (IP電話用)  
 (受付時間) 9:00~17:00 (土・日・祝除く)
  - 消費税の転嫁等に関する相談や軽減税率制度の概要に関する問い合わせ  
 消費税価格転嫁等総合相談センター【内閣府】  
 0570-200-123 (ナビダイヤル)  
 (受付時間) 9:00~17:00 (土・日・祝除く)

### 3. 会員事業者に対する周知・広報施策へのご協力

#### (1) インターネットを通じた広報へのご協力

貴団体ホームページにおいて、国のホームページ特設サイトへのリンク・バナーの掲載にご協力をお願いいたします。

[軽減税率制度関係の政府ホームページ特設サイト]

- ・ 特集-消費税の軽減税率制度 (政府広報オンライン)  
[https://www.gov-online.go.jp/tokusyuu/keigen\\_zeiritsu/index.html](https://www.gov-online.go.jp/tokusyuu/keigen_zeiritsu/index.html)
- ・ 消費税の軽減税率制度について (国税庁)  
<https://www.nta.go.jp/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>  
 (国税庁のホームページは平成30年3月に改定を予定しており、改訂後は当ページのアドレスが変更される可能性があることにご注意ください。)
- ・ 軽減税率対策補助金 (軽減税率対策補助金事務局)  
<http://kzt-hojo.jp/>

#### (2) 会員事業者に対する広報資料配布へのご協力

軽減税率制度の内容及び中小企業・小規模事業者等の皆様に対する支援措置に関する周知・広報のため、傘下の各団体及び事業者の皆様に対して、関係府省庁が作成した各種パンフレット等の広報資料の配布にご協力をお願いいたします。

[参考]

- ・ 国税庁作成リーフレット「平成31年(2019年)10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されます」(別紙3)  
 国税庁ホームページ (国税庁)  
<https://www.nta.go.jp/>

#### 4. 貴団体の総会日程把握へのご協力

今回の協力依頼については、貴団体傘下の各団体（都道府県単位や支部単位）に対しても幅広く送付していただくとともに、以下についてご協力をお願いいたします。

- ・ 1（2）で依頼の、貴団体の総会等の日程把握（別紙2）

上記につきまして、平成30年2月27日（火）までに、それぞれの様式にご記載の上、ご提出をお願いいたします。なお、期日までに日程が決まらない場合は、その旨記載の上（可能であれば日程が決まる目途も）ご提出いただき、決まり次第ご提出をお願いいたします。

#### 5. その他

軽減税率制度の円滑な実施に向け、事業者の皆様の制度理解等が進んでいることを検証するため、上記1・2の説明会においてアンケートを実施させていただく場合があります。当該アンケートの実施に当たりましては、特段のご配慮をよろしくをお願いいたします。